

構想・計画段階における環境配慮のあり方について

平成 25 年 6 月 11 日
環境都市推進課

1. 環境影響評価法の改正

国は平成 23 年度に環境影響評価法を改正し、同法に基づく環境アセスメントの対象事業に対して、事業の計画段階における環境配慮書の作成及び公開を義務付ける手続きを追加した。

これは、平成 22 年 2 月に中央環境審議会が行った「今後の環境影響評価制度の在り方について」の答申における、『事業の実施段階で行う環境アセスメント、いわゆる事業アセスメントでは既に事業の枠組みが決定されているため、事業者が環境保全措置の実施や複数案の検討等について柔軟な措置をとることが困難な場合がある』との指摘を踏まえたものである。

なお、事業アセスメントでは、構想・計画段階における意思決定後の情報公開となるため、住民参加の機会も限られたものになるとの指摘があるが、国の公共事業においては、環境影響評価法とは別の制度的枠組みによって事業の早期段階における住民参加や環境配慮への取組みを行っているケースもあることから、環境影響評価法では、配慮書作成時に事業者が住民から意見聴取を行う旨の努力規定を盛り込むかたちで対応が図られている。

2. 本市における対応

(1) 基本的な認識

環境影響評価法に基づく環境アセスメントでは、一定規模以上の国の許認可、補助事業のみが対象となるが、一方、本市環境影響評価条例に基づく環境アセスメントでは、純粋な民間事業も対象にしており、事業者側に過度な負担を強いることにならないよう適切な配慮が必要となる。

また、本市において各種開発事業等を行うに際しては、周辺に対する環境影響のみならず、土地利用・都市計画、交通・道路、景観、緑化など各般にわたって事業者側に対する規制、調整等が行われているところであり、構想・計画段階における環境配慮のあり方に関しては、それら諸制度と環境アセスメントとの連関等を体系的に整理し、全体を俯瞰しながら検討を進めることが求められる。

(2) 今後の進め方

〈第一段階〉 構想・計画段階における環境配慮手続き（情報公開や住民参加のあり方を含む）について、本市の他の制度や手続きとの関係、役割分担等を踏まえ、専門家からのアドバイスなども参考に整理を行う。

〈第二段階〉 第一段階の結果に基づき、審議会に今後の具体的な方向性について諮問する。

〈第三段階〉 審議会からの答申に基づき、計画や制度の具体的な改正を行う。